

平成31年度税制改正(租税特別措置)要望事項

(文部科学省)

| | |
|-------|---|
| 制度名 | 高等教育の無償化の実施に伴う授業料・入学金の減免措置及び給付型奨学金の拡充に係る税制上の所要の措置 |
| 税目 | 所得税、法人税、消費税、登録免許税、国税徴収法 |
| 要望の内容 | <p>○「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、真に支援が必要な低所得世帯の子供たちの高等教育無償化を実現し、平成32年4月から実施することとされた。「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)においても同様の内容が記載されている。</p> <p>○高等教育の無償化は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(以下「大学等」という。)について、授業料及び入学金(以下「授業料等」という。)の減免措置並びに給付型奨学金の拡充により行うこととされており、文部科学省に設置した専門家会議の議論も踏まえて、詳細な制度設計の検討を行っているところである。この検討結果も踏まえ、授業料等の減免措置及び給付型奨学金について非課税及び差押禁止とするなど、所要の措置を講じる必要がある。</p> <p>※なお、所得税法第9条第1項第15号により「学資に充てるため給付される金品」は、非課税とされている。</p> |

| | |
|-------------------------|---------|
| 平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) | 一 百万円 |
| (改正増減収額) | (一 百万円) |

| | |
|-------------------|--|
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>急速な少子化が進行すると同時に、貧しい家庭の子供たちほど大学への進学率が低く、最終学歴によって平均賃金に差がある現状の中で、貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐためには、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば、大学等に進学できる社会への改革を実現し、子供を産み育てる者の経済的負担を軽減する必要がある。</p> <p>このため、所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現することとし、授業料等の減免措置及び給付型奨学金の拡充を行う。</p> <p>その際、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようになるとともに、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするために、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるような措置を講じる必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行、独立行政法人日本学生支援機構法に基づき支給される学資支給金（給付型奨学金）については、所得税法における「学資に充てるため給付される金品」として非課税とされているとともに、差押禁止措置が適用されているところ。</p> <p>高等教育無償化に伴う拡充後の授業料等の減免措置及び給付型奨学金について、これらの措置が適用されないとなると、支給対象者が実質的に支援の満額を得られないこととなり、施策の目的を十分に達成することができないこととなる。</p> |
| 今回の要望に関連する事項 | <p>政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上</p> <p>政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進</p> <p>政策目標 6 私学の振興 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p> <p>「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日）</p> <p>貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専修学校、大学に進学できる社会へと改革する。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現する。このため、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。</p> <p>第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（以下「大学等」という。）に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。</p> |

| | | |
|-----|------------------------|--|
| | | <p>第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするために、学生生活を送るのに必要な生活費を貽えるような措置を講じる。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日）</p> <p>真に支援が必要な、所得が低い家庭の子供たちに限って、大学などの高等教育無償化を実現する。住民税非課税世帯の子供たちについて、授業料の減免措置を拡充するとともに、学生生活を送るのに必要な生活費を貽えるよう、給付型奨学金を拡充する。これに準ずる世帯の子供たちについても、支援の崖が生じないよう、必要な支援を段階的に行う。</p> |
| | 政策の達成目標 | 高等教育の無償化により、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば大学等に進学できるようにする。 |
| | 租税特別措置の適用又は延長期間 | — |
| | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 授業料等の減免措置及び給付型奨学金の支給を受けた学生等 |
| | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | 授業料等の減免措置及び給付型奨学金に非課税措置等がなされることにより、支援額が減額されないこととなるため、学生等の授業料及び学生生活費に係る経済的負担が確実に軽減されることから、手段として有効である。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 地方税でも同様の要望を行っている。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |

| | | | |
|---------------------------|---|---------------------|--|
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | | 要望の措置の妥当性 | 高等教育の無償化により、低所得世帯の学生等について、授業料等の減免措置及び給付型奨学金の支給を行うことは、学生等の進学・修学に係る経済的負担を軽減するものである。これらの支援が課税対象となることなどにより減額された場合、授業料及び学生生活費の負担が増大することとなるため、政策目的を達成する上で、非課税措置等を講じることが不可欠である。 |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項 | 租税特別措置の適用実績 | — | |
| | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — | |
| | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | — | |
| | 前回要望時の達成目標 | — | |
| | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — | |
| | これまでの要望経緯 | — | 給付型奨学金制度創設時においては平成29年度税制要望において、給付型奨学金の差押禁止について要望しており、認められているところ。 |
| 担当部局(課)及び担当者 | 高等教育局学生・留学生課 担当課長 塩崎正晴 (内線2514) 担当補佐 中村明雄 (内線2621) 担当者 石川大輔 (内線3050) 代表 ☎ 03-5253-4111 直通 ☎ 03-6734-3050 FAX 03-6734-3391 | | |